

小田原市告示第108号

平成30年小田原市告示第93号において別途告示で定めることとされている期日は、次の表の対象となる申告等の期限欄に定める期限について、同表の指定する期日欄に定める期日とする。

平成30年11月8日

小田原市長 加藤 憲一

対象となる申告等の期限		指定する期日
1	平成30年度分の給与所得に係る個人の市民税・県民税の特別徴収税額の納入期限	平成30年7月10日から同年11月10日までに期限が到来するもの 平成30年12月10日
2	平成30年度分の個人の市民税・県民税（普通徴収）の納付期限	平成30年8月31日に期限が到来するもの（第2期） 平成30年11月30日
		平成30年10月31日に期限が到来するもの（第3期） 平成31年1月4日
		平成31年1月31日に期限が到来するもの（第4期） 平成31年4月1日
3	平成30年度分の固定資産税及び都市計画税の納付期限	平成30年7月31日に期限が到来するもの（第2期） 平成30年11月30日
		平成30年11月30日に期限が到来するもの（第3期） 平成31年2月28日
		平成31年2月28日に期限が到来するもの（第4期） 平成31年4月1日
4	上記以外の申告、申請、請求その他の書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限	平成30年10月17日までに期限が到来するもの 平成30年11月30日

掲示期限	平成30年11月22日
------	-------------